

(お知らせ)

令和2年11月10日
防 衛 省

海賊対処行動の継続について

標記について、本日の閣議で決定されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1 趣旨

ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数については、平成21年から平成23年まで年間200件以上発生していましたが、自衛隊を含む各国部隊による海賊対処活動をはじめとした国際社会の継続的な取組により、現在、低い水準で推移しています。

しかし、海賊を生み出す根本的な原因であるソマリア国内の貧困等は未だ解決しておらず、海賊行為に対処しなければならない状況には依然として変化が見られません。

また、各国部隊も引き続きソマリア沖・アデン湾における海賊対処活動を実施しており、我が国としても、極めて重要な海上交通路であるソマリア沖・アデン湾における航行の安全確保に万全を期し、国際協調主義に基づく積極的平和主義の下、国際社会の平和と安定に引き続き貢献していくことが重要です。

このような状況を踏まえ、新たな海賊対処要項を作成し、海賊対処行動を1年間継続することとしました。

2 現行の海賊対処要項からの変更点

- (1) 海賊対処行動を命ずる期間を令和2年11月20日から令和3年11月19日までの1年間とします。
- (2) 海外でのP-3Cの故障時の自衛隊による自己完結的な対応を安定的なものとするため、空輸隊等の人員数を約90名から約130名に変更します。
- (3) ジブチ拠点の改修等のため、派遣海賊対処行動支援隊の人員数を約110名から約120名に変更します。